

開発事業者（代理人） 各位

那須塩原市建設部都市計画課長

開発行為の許可等に係る書類の提出方法について（通知）

日頃から本市の都市計画行政に御理解と協力を頂き、誠にありがとうございます。
開発行為に許可等に係る書類の提出方法について、次のとおり通知します。

1 対象手続、提出物及び提出方法

No	対象手続	提出物及び提出方法	
		印刷物	電子データ
1	那須塩原市都市計画法に基づく開発行為の手続等に関する規則（令和5年那須塩原市規則第48号。以下「規則」という。）に基づく事前協議書（添付書類、図面を含む。）（以下「事前協議書」という。）の提出	○（1部）	○（1部）
2	規則に基づく変更事前協議書の提出	○（1部）	○（1部）※
3	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に基づく完了届の提出		
	(1) 完了届（完了図及び確定測量図を含む。）	○（1部）	—
	(2) 工事写真	—	○（1部） ただし、写真帳データを工種ごとにPDF化すること （1頁当たり写真3枚程度）。
	(3) 事前協議書の図面、計算書、U字溝及び管渠の断面チェック表で最新のもの（差替えを行わなかったものを含む全ての図面、計算書、U字溝及び管渠の断面チェック表）	—	○（1部）
4	都市計画法第37条に基づく建築制限等解除承認申請書の提出		
	(1) 建築制限等解除承認申請書	○（1部）	—
	(2) 工事写真	○（1部）	○（1部）※
5	都市計画法第38条に基づく開発行為廃止届出書の提出		
	(1) 開発行為廃止届出書	○（1部）	—
	(2) 工事写真等	○（1部）	○（1部）

備考

1 電子データの提出方法

- (1) CD又はDVDによる持参提出又はメールによる提出
- (2) 3MB以上の電子データについては、メールを分割し送付するか、大容量ファイル送信サービスを利用してください。
- (3) 各文書、図面等のテキスト名は、指導要綱別表（第5条、第10条関係）のNo.及び名称と整合してください。

2 「2 規則に基づく変更事前協議書の提出」「4 都市計画法第37条に基づく建築制限等解除承認申請書の提出」に係る電子データは、「3 完了届の提出」時にまとめることも可能

2 適用時期 本書の通知日から

那須塩原市建設部都市計画課開発指導係

Tel0287-62-7048

Mail toshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp